

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		装備品等仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	航空機用部品		4補LPS-A00001-2	
			作成	平成25年 8月 2日
			改正	令和28年 6月 8日
				令和 5年 3月17日
作成部隊等名	第4補給処			

## 1 一般事項

### 1.1 一般事項

この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空機用部品（以下，“部品”という。）の既製品の調達について規定する。部品の仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習（以下，“業者規格等”という。）による。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

**C&LPS-A00004** 航空機用部品包装共通仕様書

**C&LPS-Y00007** 調達品等一般共通仕様書

## 2 品目・数量

この仕様書で調達する部品の物品番号，部品番号，品名，要求番号，単位，数量は，調達品目表（以下，“品目表”という。）に示す。

## 3 特別な要求

### 3.1 部品の表示

部品の表示は、**C&LPS-Y00007**の**2.4**による。ただし、業者規格等に銘板（材料及び塗料）及び加工方法の指定がある場合は、その指定による。

品 名	航空機用部品
-----	--------

### 3.2 製品検査

業者規格等に基づく社内検査に合格し、かつ、部品の品質保証ができなければならない。

### 3.3 包装

包装は、品目表で示す場合を除き、C&LPS-A00004の2による。

### 3.4 その他の指示

#### 3.4.1 提出書類

提出書類は、次による。

- a) **類別原資料** 類別原資料は、品目表に示した場合に提出し、作成要領等はC&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) **特定化学物質等の資料** 契約の相手方は、部品に特定化学物質等が使用されている場合には、特定化学物質等の資料を提出する。  
なお、作成要領等は、C&LPS-Y00007の4.1.3による。
- c) **貴金属等管理資料** 契約の相手方は、部品に貴金属等が含まれている場合には、貴金属等管理資料を提出する。  
なお、作成要領等は、C&LPS-Y00007の4.1.4による。

#### 3.4.2 期限統制等

期限統制等は、C&LPS-Y00007の4.8による。

#### 3.4.3 資料提供

契約の相手方は、部品の納入後、部品に不具合があり、官から部品に関する資料（製品仕様、規格、性能、その他）等の要求があった場合は、速やかに資料を提供する。

#### 3.4.4 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容について疑義がある場合は、監督官等を通じて分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）に申し出る。

## 4 監督・検査

監督・検査は、分支担当官の定める監督及び検査実施要領による。